

教員免許管理システム開発費補助金交付要綱

平成20年2月6日
文部科学大臣裁定
平成28年10月13日一部修正
平成29年2月21日一部修正
平成31年2月5日一部修正
令和元年12月23日一部修正
令和3年9月22日一部改正

(通則)

第1条 教員免許管理システム開発費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、教員免許管理システムの開発及び改修を行うための、教員免許管理システム開発事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することにより、我が国の教員免許状更新制の円滑な実施を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県又は都道府県の連携の主体となることができる団体（交付金に係る事務の処理の代表となる団体）（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったとき

は、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書（第5号様式）をもって通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達した日から30日以内とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第6号様式）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延報告書（第8号様式）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、補助金の交付の決定を受けた年度を超えて期間を延長する必要があると

きは、期間延長承認申請書（第9号様式）を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延長する必要がある場合は、この限りではない。

（状況報告及び調査）

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに実施状況報告書（第10号様式）による状況報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第11号様式）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業が完了せずに補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書（第12号様式）を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載しなければならない。

5 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（第13号様式）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

（交付決定の取消等）

第15条 大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合

四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

（知的財産権の報告）

第16条 本補助金による事業で得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書（第14号様式）を大臣に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第20条 大臣は、第11条、第12条第1項及び第2項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(補助金調書)

第21条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第15号様式）を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第22条 補助金の交付の申請をしようとする者又は補助事業者は、法、令又は要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第23条 大臣は、法、令又は要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則（平成28年10月13日）

この要綱は、平成28年10月13日から施行する。

附則（平成29年2月21日）

この要綱は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

附則（平成 31 年 2 月 5 日）

この要綱は、平成 31 年 2 月 5 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 23 日）

この要綱は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

附則（令和 3 年 9 月 22 日）

この要綱は、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。